

北海道津別高等学校 生徒心得

I 服装について

(目的)

有意義に、かつ規律ある学校生活を過ごすために、本校の生徒が共通に理解し、共通に実践する制装の基本を次のように定める。

1 制服

(1) スラックスバージョン

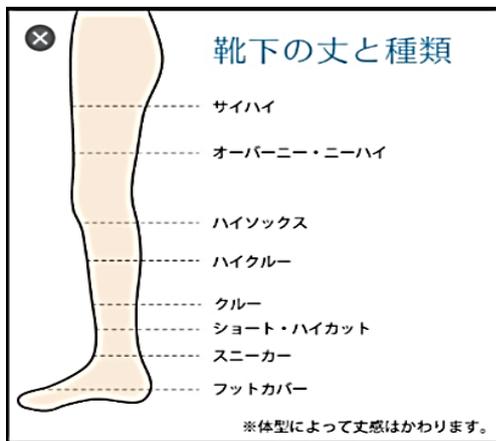
《正装》

- ア 制服（本校指定）を着用する。
- イ 制服は、本校仕様書によるものとし、変形はいっさい認めない。
- ウ スラックス（本校指定）を着用する。
- エ 青ワイシャツ（本校指定）を着用する。
- オ ネクタイ（本校指定）を着用する。場合によりフラワーリボンも認める。

(2) スカートバージョン（イラスト参照）

《正装》

- ア 制服（本校指定）を着用する。
- イ 制服は、本校仕様書によるものとし、変形はいっさい認めない。
- ウ スカート（本校指定）を着用する。
- エ 青ワイシャツ（本校指定）を着用する。
- オ フラワーリボン（本校指定）を着用する。場合によりネクタイも認める。
- カ ストッキング・タイツは、無地で色は肌色、黒、紺とする。**靴下はハイソックスからクルーの間**（膝より上の丈は認めない）・アンクルソックスの色は黒または紺とする。なお、ルーズソックス等は認めない。



キ 制服は本校の仕様書によるものとし、変形はいっさい認めない。

ク スカートの丈は膝頭の中心とする。（スカートを切って短く加工しない。**その場合は新規に購入してもらうこととなる**）

(3) 共通事項

《略装》（夏期（6月1日～前期終了迄）は、ブレザーの着用は自由とするが、次を基準とする。）

※6月1日～前期終了迄の期間は気温等を考慮しながら変更することもありうる。

- ア 夏季略装としてポロシャツの着用を認めるが、無地で青の単色（本校指定、校名刺繍入）を着用する。
- イ 本校指定ワイシャツ着用時には、ネクタイ・リボンを着用しなくて良い。その際は、ワイシャツの第一ボタンのみをはずして良い（シャツの裾は出さない）。
- ウ ネクタイ・リボンを着用したい者は着用して良い（ベスト・セーターについても同様）
- エ 公式行事や指示のあった時は正装とする。

《ニットベスト・セーター》

年間を通し、登下校・授業時・放課後の活動において、ニットベスト・セーター（本校指定、校名刺繍入）の着用を認めるが、次を基準とする。

- ア ニットベスト・セーターの着用時は、袖や裾がブレザーからはみ出ないことを基本とし、また、襟元のネクタイ（フラワーリボン）が隠れることのないよう、着用時に不自然とならないように留意する。
- イ 公式行事や指示のあった時は正装とする。

- (4) 止むを得ぬ事情があり、異装する場合は、担任に申し出て許可を得なければならない。
- (5) 化粧、指輪、ピアス（穴開けも不可）、ネックレス、ブレスレット等の装飾品をつけて登校してはならない
- (6) 上靴は、本校指定のものとする。
- (7) **防寒着**等は、学生らしく華美でないものとする。

2 頭 髪

(1) 男子生徒の頭髪

流行を追ったものではなく、常に清潔を心がけてTPOに対応できるようにする。

《頭髪の加工》

- ア 脱色・染色・パーマ・ウィッグ・エクステンション・モヒカン・バリカンアート・**アイロン（髪を巻いたり、ウェーブする）**・カチューシャ・ピンどめは禁止とする。
- イ 脱色・染色は、速やかに元の色に戻す。
- ウ 過去に脱色・染色し、色落ちした場合も速やかに元の色に戻す。
- エ 髪を立たせることを目的とするワックス等の整髪料の使用は禁止とする。

《頭髪の長さ》

- ア 前 髪 目にかからない長さとする。
- イ 横 髪 耳にかからない程度とする。
- ウ 襟 足 ブレザーの襟から出ない長さとする。

《その他》

- ア 眉毛の加工は形を整える程度であれば認めるが、それ以外は禁止とする。
- イ 髭を伸ばすことは禁止する。

(2) 女子生徒の頭髪

流行を追ったものではなく、常に清潔を心がけてTPOに対応できるようにする。

《頭髪の加工》

- ア 脱色・染色・パーマ・ウィッグ・エクステンション・**アイロン（髪を巻いたり、ウェーブする）**は禁止とする。
- イ 脱色・染色は、速やかに元の色に戻す。
- ウ 過去に脱色・染色し、色落ちした場合も速やかに元の色に戻す。
- エ 髪を立たせることを目的とするワックス等の整髪料の使用は禁止とする。

《頭髪の長さ》

- ア 前髪は目にかからない長さとする。
- イ ピンなどでとめる場合は常にとめていること。
- ウ ピンは黒または紺の**ヘアピン**とする。ゴムについても同様の色とする。

《その他》

ア 眉毛の加工は形を整える程度であれば認めるが、それ以外は禁止とする。

※上記（１）及び（２）について、申し出により個別に相談し対応する。

Ⅱ 生活について

1 校内生活

（１）ネクタイ・リボンの貸し出しについて

ア 朝のSHR前に職員室に出向き、申し出ること。

（借用届記入→貸し出し→借用書は担任へ→帰りのSHR後担任へ返却）

（２）職員室への入室について

ア 礼法を守り、用件が終わり次第速やかに退出する。

（３）携帯電話の使用について

ア 朝のSHR開始時に携帯を預かり、帰りのSHRで返却する。

違反した場合は没収し、指導対象となる。

イ 廊下、階段での使用を禁じる。また、携帯電話等の充電器の校内での使用は認めない。

ウ 登下校中の歩きスマホ・イヤホン着用は大変危険であるのでやめること。

（４）飲食について

ア **補食としての食は認めるが、お菓子の持ち込みは禁止。**

イ 飲については授業時以外は認める。

ウ 飲食は教室内のみ認める。他の場所での飲食があれば指導を行う。

（５）不要物の持ち込みについて

ア 不要物（ゲーム機・雑誌等）の持ち込みは認めない。

イ 私物は原則として校舎内に置かないこと。必要な場合は、担任または顧問に申し出て許可を得る。

（６）アルバイトについて

ア アルバイト届を必ず提出し、記載されている心得を遵守する。

イ アルバイトは20：00まで、1日8時間以内とする。

ウ 同じ事業所で継続する場合、年度始めにあらためて届け出る。

（７）盗難防止の徹底

ア 絶対に大金を持ってこない。もし持ってきた場合は必ず担任に預ける。

イ 無造作に財布を放置したり、かばんのチャックを開けっ放しにしない。

ウ 盗難・紛失・拾得物があった場合は速やかに職員室に申し出る。

（８）校舎・施設・設備について

ア 大切に扱い、万一破損した場合は速やかに担任・顧問に申し出る。

（９）その他

ア 本校生以外の者は許可を得ない限り本校敷地内には入れない。同様に他校敷地に立ち入らない。

イ 授業以外に校舎（教室その他）・教材教具を利用する場合は、事前に担任や管理責任者に申し出て許可を得る。

ウ 生徒のみでの火気使用を禁ずる。

エ 放課後に校舎・施設等を利用する場合は、本校教諭がいる場合に限り使用できる。

オ 校内での集会・文書配布及び掲示物は、事前に担当者（担任、顧問、総務・生徒指導部）に申し出て許可を得る。

2 校外生活

- (1) 身分証明書を常時携帯する。
- (2) 夜間外出・外泊・旅行について
 - ア 帰宅時間は21:00までとする。
 - イ 外泊は保護者の承諾を得ること。
- (3) 危険な場所、法により禁止されている場所への出入りはしない。
- (4) 外部団体（社会教育団体、本校部・局・同好会活動に無いサークルなど）に所属または行事に参加する場合は、事前に担任に申し出ること。
- (5) ゲームセンターへの入店は禁ずる（保護者同伴は可）。ゲームコーナーについては可とするが制服での出入りを控えること。カラオケについても同様に制服での出入りを控えること。
また、高校生同士での利用は19:00までとなっている。

